

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和7年4月総会)

1. 開催日時 令和7年4月25日(金)
午後1時30分から午後2時16分まで

2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 17人

会長 3番 真相 広也
会長職務代理者 6番 山口 博史
副会長 13番 近藤 清夫
15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 2人 (5番 安部委員 15番松本委員)

5. 農地利用最適化推進委員 (出席委員 14人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

欠席委員 (2人) (2番 岸田 委員 6番住友委員)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 議第13号 農地法の適用を受けない土地の証明願について

第5 報告事項(1)農地法第5条第1項第6項の規定による買受適格証明願について

第6 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	木内浩司
局長補佐	小松 晋
事務主任	西岡りさ

8. 議事進行

事務局

それでは、ただ今から、令和7年4月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は5番 安部委員、15番 松本委員、から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中 17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員 14名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長をお願いを致します。

議長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、10番、川端委員、11番、原田委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、
議第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第13号 農地法の適用を受けない土地の証明願について
報告事項(1)農地法第5条第1項第6項の規定による買受適格証明願について
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議長

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議 長 それでは、議第 1 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長 まず最初に、議第 1 1 号 1 番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 項をご覧ください。1 番でございます。位置図については、資料 1 です。

申請地の所在は鴨島町飯尾字高ノ原で、地目は台帳、現況共に畑で面積は 1, 4 6 9 m²です。譲渡人は、高齢のため農地の管理に苦慮し譲受人に贈与することになったそうです。取得後はみかんを植えるとのことでした。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8 番、河野委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8 番 8 番、河野です。申請内容等については今、事務局が説明したとおりです。譲渡人の工藤さんは高齢のため所有地をこれまでも、少しずつ整理されていた状況でございます、2 2 日に現地の宮森さん宅を訪問して参りました。申請地につきましては、畑なのですが竹林の状態の一部整理をしながらミカンの木を植られるそうです。特に問題はないと考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員から説明がございました、議第 1 1 号 1 番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第 1 1 号 1 番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第 1 1 号 1 番につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第 1 1 号 2 番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2 番でございます。5 筆でございます。位置図については、資料 2 と資料 3 です。

申請地の所在は5筆とも鴨島町西麻植字田渚で、地目は台帳が畑、現況共は田と畑、合計面積は3,246.46㎡です。

取得後は、米の作付けをすることです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、17番、江本委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17番 　17番、江本です。細長い農地でございます。取得後は、びわ、シキビ、スタチを作付けし、農業をやっていくといくことで何の問題もございません。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員から説明がございました、議第11号2番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第11号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第11号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第11号3番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　3番でございます。位置図については、資料4です。申請地の所在は川島町栗村字風呂谷で、地目は台帳、現況共に畑面積は513㎡です。譲渡人から、農地の管理ができず困っているとの相談があり、自宅に近いことから土地を譲り受けることとなったそうです。作付けについては、大根、白菜、キャベツを予定しているとのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。また、本日欠席の15番松本委員からも問題がないとの意見書の提出がございました。以上でございます。

議長 　ただ今、事務局から説明がございました、議第11号3番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

15番 (質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第11号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第11号3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第11号4番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料5です。
申請地の所在は鴨島町西麻植字檀ノ原で、地目は台帳、現況とも田、面積は278㎡です。譲渡人は親戚筋にあたる県外の高齢者で耕作できないことから、耕作してほしいとの依頼があり今回の売買に至ったとのことです。取得後はジャガイモ、玉ねぎ、ニンニクなどを作付けするとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりでございます。4月14日、譲受人宅を訪問し、聞き取り調査をいたしました。譲渡人と譲受人は、叔父と甥の関係で、以前からこの土地を他人ではなく親族にとの話があったので問題ないと思っております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員から説明がございました、議第11号4番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第11号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第11号4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きます、議第11号5番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。2筆でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は山川町川東および立石で、地目は台帳、現況とも畑、合計面積は739㎡です。譲受人は富士製紙企業組合の代表理事をされており、取得後は和紙の原料となる、こうぞ、みつまたの栽培を行う予定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、原委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 14番、原です。洋一さんは社長でありまして、和紙会館の続きに農地があります。よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員から説明がございました、議第11号5番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第11号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第11号5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きます、議第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは、1番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 1番でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字先須賀ノ二、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は1,103㎡でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人が高齢で耕作することが難しくなり、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル168枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をエバーグリーン・マーケティング株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金400万円を予定しています。

雑草管理として、防草シートを敷設し、加えて年2回の除草作業を実施します。また、周囲に1.2m高のフェンスを設置します。周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきま

しては、許可やむを得ないと思われま

議 長 続きまして、担当委員であります、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6 番 6番、山口です。現地調査をした結果、ただ今、事務局から説明があったとおりでございます、隣接する、農地、住居等についても特に支障がないと考えられ、問題ないと思

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、1番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきま

して、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

議 長 (質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。

議 長 議第12号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

議 長 (異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第12号1番につ

きましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、2番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でござ

事務局 2番でございます。位置図については、資料8です。申請地の所在は、鴨島町喜来字知恵島境乙、地目は、台帳は田、現況は畑、面積は1,762㎡でござ

います。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でござ

います。譲渡人は、譲渡人が高齢で耕作することが難しくなり、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになった

ようです。計画概要は、太陽光パネル192枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をエバーグリーン・マーケティング株式会社へ売電する計画です。

事業費は自己資金400万円を予定しています。

雑草管理として境界から2m防草シートを敷設し、年2回程度除草を実施。また、境界線から50cm内側に1.2mのフェンスを設置予定です。給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

す。以上ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きます、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番 1番、大塚です。ただ今、事務局から説明があったとおりで、別段、周囲の人の意見もなく、4メートルの道の一つ隔てており、やむを得ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員から説明がございました、2番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第12号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第12号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きます、3番及び4番の売買による庭園・駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3番・4番につきましては、譲渡人が同一で、申請地も隣接しておりますので、一括して説明いたします。位置図は、資料9です。

申請地の所在は、鴨島町知恵島字中須賀西、地目は、台帳、現況共に畑、面積は161㎡と159㎡でございます。農用地区分は、第2種農地でございます。

申請地は、譲渡人が相続により取得した農地ではありますが、転用許可を得ることなく、既に駐車場状態となっており、始末書の提出がありました。

3番については、駐車場及び家庭菜園、4番につきましては駐車場及び花壇として利用し、雨水は地下浸透にて処理するとのこと

です。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

す。ご審議の程よろしくお願い致します。

- 議 長 続きます、担当委員であります、18番、瀬尾委員の方から、
現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 18番 18番、瀬尾です。ただ今、事務局の説明があったとおりで、2
2日の現地確認を行い、問題ないことを確認しました。よろしくお
願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第12
号3番・4番の売買による庭園・駐車場のための転用申請につきま
して、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- 事務局 (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第11号3番及び4番について許可することに、ご異議ございま
せんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第12号3番及び4番
につきましては許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きます、5番及び6番の売買による宅地拡張及び駐車場のた
めの転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 5番・6番につきましては、譲渡人が同一で、申請地も近隣でご
ざいますので、一括して説明いたします。位置図は、資料6です。
申請の所在は、山川町川東、地目は、5番が台帳が畑、現況が宅
地、面積318㎡となっています。
6番は台帳が田、現況が畑、面積は465㎡でございます。
農用地区分は、農用地区域外第2種農地でございます。
まず、5番についてですが、譲渡人3名は、祖母から土地を相続
しましたが、県外在住のため維持管理ができず売却を希望し、売却
先を探していたところ、阿波和紙伝統産業会館の研修生の宿舍用地
を探していた譲受人との話がまとまり、進入路として今回の申請に
至りました。譲渡人は、今回の申請まで、無断転用していたとの認
識はなく、大変反省しているとの始末書の提出がありました。現況
は既存のコンクリート舗装があり、そのまま利用するとのことです。
次に、6番についてですが、富士製紙企業組合から駐車場不足解
消の相談を受けた譲受人が今回の申請地を駐車場用地として転用
するため申請に至ったものです。転用後は、同組合理事である藤森
洋一氏が同組合へ貸し付けるとのことです。造成計画については、
畑の土を20cm取り除き碎石を30cm入れて、駐車場として利
用するとのことで、給水、排水の必要はなく、雨水は地下浸透させ
るとのことです。関係書類は添付されており、当該申請につきまし
ては、許可やむを得ないと思われま。
- ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、14番、原委員の方から、
現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 14番、原です。5番については、和紙会館のすぐ隣りで、宿泊
施設の駐車場に利用することです。また6番については、碎石
を入れて駐車場にし、利便性の向上をはかるものです。よろしくお
願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第12
号5番及び6番の売買による宅地拡張及び駐車場のための転用申請
につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(1番 大塚委員が挙手)

1番 「始末書の提出がありましたと。」のことですが、始末書の提出が
あれば読み上げるのと違うんですか、

事務局 書類を用意しますので、しばらくお待ちください。
(申請書の中から始末書を取り出す)

(始末書の内容を読み上げる)

始末書：私達の祖母である藤森有枝が令和2年12月19日に死
亡したので、令和5年8月18日相続登記をしました。私達は広島
県在住であるので宅地、建物の管理ができないので、売却をするた
めに不動産業者に頼み、飼い主が見つかったので、所有権移転登記
の手続きにかかりましたが、無断転用である事が発覚し、たいへん
驚きました。無知のため、このような結果になったことを深く反省
しています。今後このようなことがないように十分気をつけますの
で、ご寛大なご処置をよろしくお願いします。令和7年2月1日。
ということで、3名の住所、持ち分、氏名の書かれた始末書の提出
がありましたので代読させていただきました。

議 長 それでは採決を致します。議第12号5番及び6番について許
可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第12号5番及び6番
につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、7番の売買による居宅新築のための転用申請でござ
います。事務局の説明を求めます。

事務局 7番でございます。位置図については、資料10です。
申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳が田、現況は畑、面
積は644㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第

2種農地でございます。

当該農地は、令和5年8月4日、3条申請により取得した農地で前所有者が長年耕作放棄していたため、譲受人が雑木等を除去し、現在まで、土地改良を進めてきていたとのこと。現在、譲受人は夫婦と生後8か月の子どもさんの3人で賃貸アパートにすんでいますが、子どもの夜泣きのための苦情対応に苦慮しているとのこと。やむを得ず今回の申請の土地に居宅の新築を計画したとのこと。計画概要は平屋建て住宅、建築面積127.52㎡を夫婦共有名義で建築する計画で、事業費は借入資金4,500万円を予定しています。土地の造成については60cm田の土を取り除き40cmの土砂及び20cmの砕石を入れて仕上げるとのこと。土地の境界には道路と擁壁が存在するため土砂等の流出はありません。給水は市上水道、生活排水は市公共升を利用し、雨水排水は北側水路へ排水する予定となっています。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われ。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、9番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

9番 9番、南園です。4月22日に現地調査を実施しました。事務局説明のとおりです、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、9番の売買による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第12号7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第12号7番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第13号、農地法の適用を受けない土地の証明願について、でございます。

1番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第13号農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。

議案書の5頁をご覧ください。

従前は農地であった土地で、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについては農業委員会から非農地証明書の交付を受けることができます。

それでは、1番でございます。位置図については資料11です。

所在は、鴨島町飯尾字小原、地目は台帳は畑、現況は宅地、面積は122㎡でございます。

こちらは過去に前所有者が倉庫を建築され、そのまま放置され現在に至っております。固定資産税の課税状況により20年以上前から非農地であると確認できたこと、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、補足説明をお願いします。

事務局 　8番、河野です。22日に現地確認をさせていただきました。今回の申請につきましては、同一敷地内の所有者の方と所有権移転の話がまとまって、今回の手続きとなったようです。やむを得ないと思いますが、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第13号1番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、採決を致します。議第13号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第13号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、2番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 　2番でございます。位置図については資料12です。

所在は、山川町諏訪、地目は台帳が田、現況は雑種地、面積は1,132.1㎡でございます。

申請人の申告では、平成元年5月、父親から農地の生前一括贈与を受け、当時経営していた工務店の資材置き場として無断転用し、その後、現在までの約35年間、資材置場として使用しているとのことで固定資産税の課税状況により20年以上前から非農地であると確認できたこと、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。また、本日欠席の5番安部委員から4月22日の現地調査の折、非農地で問題ないとのご意見を伺っております。以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局から説明がございました、議第13号2番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

5 番 　（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、採決を致します。議第13号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第13号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、3番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 　3番でございます。位置図については資料13です。
所在は、山川町前川で2筆ともに、地目は台帳が畑、現況は宅地、合計面積は260㎡でございます。
申請人の申告では、昭和63年7月に店舗・倉庫を新築し、それ以降、宅地として利用してきたとのことです。固定資産税の課税状況により20年以上前から非農地であると確認できたこと、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。また、本日欠席の5番安部委員から4月22日の現地確認の折、非農地で問題ないとのご意見を伺っております。以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局から説明がございました、議第13号3番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

事務局 　（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、採決を致します。議第13号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第13号3番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 　次に、
報告事項(1)買受適格証明願について
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局

○報告事項（１）買受適格証明願について、をご報告致します。

まず、「買受適格証明」についてですが民事執行法による農地等の競売、あるいは、国税徴収法による滞納処分にかかる公売に付され農地等の売却に参加しようとする場合には、買受適格証明書の交付を受けなければならないこととなっています。

議案書の６頁をご覧ください。今回市街化区域内の農地を資材置場として買い受けしたい旨の申し出があり、証明を発行しましたの報告いたします。

○次に、報告事項（２）農地法第１８条第６項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の７頁から９頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、残存小作地の賃貸借権合意解約が１件、利用権設定の賃貸借権の合意解約が３件６筆、使用貸借権の合意解約が１件２筆、でございます。以上でございます。

報告事項（１）から（２）につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について事務局の報告を求めます。

- ・活動記録簿について（令和７年４月から６月分）
- ・農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画変更に関する意見について

それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。

委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後２時１６分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記